

毎週火、金曜日発行（但休日当るは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇規則 農業協同組合合併奨励金交付規則の一部改正  
◇告示 公有水面の埋立免許  
道路の公用廃止

土地改良区の設立認可  
土地改良区の役員の変更及び就任  
土地改良事業計画変更の認可  
保存血液の購入価格の改訂  
基準看護、基準給食施設の変更承認  
豚コレラ予防注射の実施

◇正誤  
昭和三十六年五月三十一日付け鳥取取告示第  
三百二十四号中訂正  
昭和三十六年六月十三日付け鳥取県選挙管理  
委員会告示第九号中訂正

## 規則

農業協同組合合併奨励金交付規則の一部を改正する規  
則をここに公布する。

昭和三十六年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十六号

農業協同組合合併奨励金交付規則の一部を  
改正する規則

農業協同組合合併奨励金交付規則（昭和三十五年七月  
鳥取県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 前条第一項第一号に規定する経費にかかる奨励金  
にあつては、一組合について十万円と合併関係農業  
協同組合の数を二万円に乘じて得た額の合計額以内  
とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分

の奨励金から適用する。

告示

鳥取県告示第三百七十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、昭和三十六年六月二十八日次のとおり公有水面埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十六年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者

気高郡青谷町青谷 青谷町長 中田、玉平

二 埋立の場所

気高郡青谷町青谷字中山三、一一二番地から三、一四二番地までの地先水面(関係図面は土木部管理課に保存)

三 埋立の面積

七一八坪一合七勺

四 埋立の目的

青谷町公民館及び町営住宅用地造成

五 埋立の工期

着工期限 昭和三十六年七月十五日

しゅん工期限 昭和三十六年十月十五日

鳥取県告示第三百七十六号

次の道路は昭和三十六年六月十九日からその公用を廃止した。

昭和三十六年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所

地目又は  
品目 面積又は数量

境港市福定町字琵琶首六八〇、六 道路 二九、七二坪

七六ノ二六七四番地先  
関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第三百七十七号

次の道路は昭和三十六年六月十九日からその公用を廃止した。

昭和三十六年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所

地目又は品目 面積又は数量

米子市赤井手一六九番地先より一七七番地先に至る

道路 一〇九、三二坪

八七番地先より八五番ノ二地先に至る

二〇九番地ノ三地先より一九七番地先に至る

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第三百七十八号

次の道路は昭和三十六年六月十九日からその公用を廃止した。

昭和三十六年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所

地的又は品目 面積又は数量

米子市角盤町三丁目一八二番ノ一地先

道路 八、七七坪

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第三百七十九号

昭和三十六年五月十日付けで西伯郡大山町坊領酒島恒ほか十四人から申請のあつた坊領土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十六年七月六日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

西伯郡大山町役場

鳥取県告示第三百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から、次のように役員の新任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十項の規定により告示する。

昭和三十六年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市四ヶ村堰土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 高田 三郎 米子市兼久

木下 清晴

山本 繁市 日原

大谷 省雄

遠藤 寿一 奥谷

佐藤 兼寿

竹内 弘 石井

齋木 茂樹

監事 佐藤 徳堯 奥谷

就任した役員の氏名及び住所

理事 高田 三郎 米子市兼久一〇六番地

木下 清晴 一三二

大谷 尚雄 日原六三五

能登 喜雄 六三〇

遠藤 寿一 奥谷五四八

佐藤 兼寿 七四五

竹内 弘 石井七五九

齋木 茂樹 七二九

監事 佐藤 徳堯 奥谷四五七

齊木 光昌 石井七八二

遠藤 吉重 兼久五〇

青砥 延寿 日原四二一

昭和三十六年三月三十一日通常総会において総選挙の結果当選し四月十二日就任、任期四年。

佐野川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山中 栄知 日野郡溝口町宇代

石黒 善治 西伯郡岸本町大殿

長谷川博三 坂長

小林 静晴

西村 英寿

堀尾 武治

船橋 雄治 岩屋谷

神原 仲胤 会見町諸木

岩田 経徳

岩田 幸

生田 弥範 米子市諏訪

富士川 幸

宅野 光輝 西伯郡岸本町岩屋谷

杉村 範二 米子市別所

小林 清一

湯原 孝夫 諏訪

杉村 勇 〃 別所  
 〃 長尾 幸一 〃 西伯郡岸本町大殿  
 就任した役員の名及び住所

理事 山中 栄知 〃 日野郡溝口町宇代  
 〃 石黒 善治 〃 西伯郡岸本町大殿  
 〃 長谷川博三 〃  
 〃 小村 静晴 〃 坂長  
 〃 西村 英寿 〃  
 〃 堀尾 武治 〃  
 〃 神原 仲亂 〃 岩屋谷  
 〃 美甘 克己 〃  
 〃 岩田 経徳 〃 西伯郡会見町諸木  
 〃 岩田 幸 〃  
 〃 前田 巖 〃 米子市別所  
 〃 諸田 義夫 〃  
 〃 生田 弥範 〃 諏訪  
 〃 富士川 幸 〃  
 〃 船橋 雄治 〃 西伯郡岸本町坂長

監事 湯原 孝夫 〃 米子市諏訪  
 〃 実松 政寿 〃 西伯郡岸本町坂長  
 〃 実繁 達己 〃 米子市別所

昭和三十六年四月二十三日通常総代会において総選挙の結果当選し五月一日就任、任期二年。  
 上光土地改良区

就任した役員の名及び住所  
 理事 大平 実夫 〃 気高郡気高町上光  
 〃 福富 幸一 〃  
 〃 北川 英夫 〃  
 〃 北川 伝治 〃  
 〃 富川 宣治 〃  
 〃 門脇 光男 〃  
 〃 岡田 甚蔵 〃  
 〃 江谷 寿 〃 鹿野町広木  
 〃 岡田 清道 〃 気高町上光  
 〃 岡田 忠克 〃  
 監事 〃

昭和三十六年二月二十一日通常総会において総選挙の結果、当選し二月二十一日就任、任期二年。

北条川土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 有福 諒蔵 〃 東伯郡北条町米里  
 〃 穂田 貞雄 〃 北尾

就任した役員の名及び住所

監事 三谷 武 〃 東伯郡北条町弓原  
 〃 岸田保太郎 〃 土下

昭和三十六年五月二十七日総代会において選挙の結果当選し五月二十八日就任、任期二年。

鳥取県告示第三百八十一号

昭和三十五年十二月十日付けで和田土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により六月二十九日認可しよた

から同条第五項の規定により告示する。

昭和三十六年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十二号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年六月厚生省告示第百七十七号）に基づき、保険医及び保険薬剤師の使用医薬品の購入価格のうち、保存血液の購入価格を次のように定め、昭和三十六年七月一日から適用する。

昭和三十六年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

購入価格 一〇〇〇 八百円  
 二〇〇〇 千五百円

(注) この購入価格は最高価格を示したもので、この価格未満の場合は現に要した価格の範囲内とする。

鳥取県告示第三百八十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づき、昭和三十三年十月鳥取県告示第五百号並びに、昭和三十四年五月鳥取県告示第二百八十六号により承認した基準看護、基準給食施設を次のとおり変更承認した。

昭和三十六年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	基 準 看 護	基 準 給 食	承認年月日	採 点 数 表 用
倉吉病院	倉吉市山根四三 看(二)第九号	精神二病棟 食第一三号	精神二病棟 昭和三六、一四一床	甲表
倉吉病院	倉吉市山根四三 看(二)第九号	精神二病棟 食第一三号	精神二病棟 昭和三六、一四一床	甲表

鳥取県告示第三百八十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 昭和三十六年七月七日から八月六日までの期間各豚舎

巡回注射  
五 注射の方法  
豚コレラ予防液皮下注射

正 誤

昭和三十六年五月三十一日付け鳥取県告示第三百二十四号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁	誤	正
58	3,831,472,496	3,798,843,896
	4,533,472,496	4,500,843,896
	63.5	63.4
	2,094,918,075	2,089,876,375
	2,415,918,075	2,410,876,375
	33.9	34.0
	870,457,120	842,870,220
	1,117,457,120	1,089,870,220
	15.7	15.4

昭和三十六年六月十三日付け鳥取県選挙管理委員会告示第九号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁	誤	正
15	寄付及び収入又はその他の収入の総額	寄付及び収入又は寄付の総額

3.1	3.2
36.5	36.6
34.1	34.2
5,962,877,961	5,930,249,361
7,134,877,961	7,102,249,361